

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	子ども・子育て支援関連事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大阪狭山市は、子ども・子育て支援関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大阪狭山市教育委員会

公表日

令和3年9月17日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども・子育て支援関連事務
②事務の概要	就学前児童の保育所等への申込受付等保育業務全般の一体的運営、保育の必要性の認定情報の管理、保育所等利用者の保育料算定、徴収・滞納管理事務を行う。また、施設事業者の管理及び給付費の支払管理事務を行う。
③システムの名称	宛名システム、子ども子育てシステム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、収納管理システム、滞納管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
児童台帳ファイル、課税台帳ファイル、収納管理徴収簿ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の8、94の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第8条、第68条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号 別表第二の13、116の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第10条の3、第59条の2の2 (情報提供の根拠) 提供なし
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	大阪狭山市子ども政策部保育・教育グループ
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	大阪狭山市教育委員会事務局子ども政策部保育・教育グループ 住所:大阪狭山市狭山一丁目2384番地の1 電話:072-366-0011
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	大阪狭山市教育委員会事務局子ども政策部保育・教育グループ 住所:大阪狭山市狭山一丁目2384番地の1 電話:072-366-0011

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年8月20日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年8月20日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月26日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	大阪狭山市は、子ども・子育て支援新制度事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	大阪狭山市は、子ども・子育て支援関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	
令和1年6月26日	I 1.③システムの名称	COKAS R/ADⅡ(子ども・子育てシステム)、団体内統合宛名システム、中間サーバー、収納管理システム、滞納管理システム	宛名システム、子ども子育てシステム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、収納管理システム、滞納管理システム	事後	
令和1年6月26日	I 3.個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一の8、94の項	番号法第9条第1項 別表第一の8、94の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第8条、第68条	事後	
令和1年6月26日	I 4.②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の13、116の項	(情報照会の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二の13、116の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第10条の3、第59条の2 (情報提供の根拠) なし	事後	
令和1年6月26日	I 5.①部署	大阪狭山市教育部こども育成室	大阪狭山市こども政策部保育・教育グループ	事後	
令和1年6月26日	I 5.②所属長	こども育成室次長 松本 幸代	課長	事後	
令和1年6月26日	I 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	大阪狭山市教育委員会事務局教育部こども育成室 Tel:072-366-0011	大阪狭山市教育委員会事務局こども政策部保育・教育グループ 住所:大阪狭山市狭山一丁目2384番地の1 電話:072-366-0011	事後	
令和1年6月26日	I 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	大阪狭山市教育委員会事務局教育部こども育成室 Tel:072-366-0011	大阪狭山市教育委員会事務局こども政策部保育・教育グループ 住所:大阪狭山市狭山一丁目2384番地の1 電話:072-366-0011	事後	

